

福岡市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき本市の区域内に指定された土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内にある建築物において土砂災害対策に係る改修を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することで同建築物の安全の確保を図ることにより市民の生命と財産を土砂災害から守ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅等 特別警戒区域内にある住宅及び居室を有する建築物のうち、補助金の交付の対象となるものをいい、次の要件を満たすものとする。
 - ア 特別警戒区域の指定の際、現に存し、又は現に工事中であったもののうち、令第 80 条の 3 の規定に適合しない構造であるもの
 - イ 国、地方公共団体及び独立行政法人並びに国又は地方公共団体の出資等を受けた法人の所有でないもの
- (2) 土砂災害対策改修 補助対象住宅等を令第 80 条の 3 の規定に適合させるために必要な調査若しくは設計又は工事をいう。
- (3) 補助対象者 土砂災害対策改修を実施する者をいい、次の要件を満たすものとする。
 - ア 補助対象住宅等の所有者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定された建築物及び敷地等を管理するために区分所有者全員で構成された団体の代表者
 - イ 市税の滞納がないこと
 - ウ 過去に同一敷地内に存する他の補助対象住宅等において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
- (4) 補助対象経費 補助金の交付の対象となる経費をいい、土砂災害対策改修に係る工事費とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助対象経費について 3,300,000 円を限度とし、補助金は補助対象経費に 23% を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、759,000 円を限度）とする。

(交付の申請)

第4条 土砂災害対策改修を実施することで補助金の交付を受けようとする補助対象者は、工事に着手する前に補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が分かる書類
- (2) 市税の滞納がないことの証明書
- (3) 補助対象経費の見積書の写し
- (4) 補助対象住宅等の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図及び現況写真
- (5) 土砂災害対策改修の概要を示す資料
- (6) 土砂災害対策改修において法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて交付された確認済証の写し。ただし、当該確認において令第80条の3の規定に適合していることを確認した場合に限る。
- (7) 土砂災害対策改修により補助対象住宅等が令第80条の3の規定に適合することを、同改修に係る設計を行った建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項及び第3項に規定する一級又は二級建築士をいう。以下同じ。)以外の建築士が確認した適合確認書(様式第2号)。ただし、当該改修において法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて令第80条の3の規定に適合していることが確認された場合を除く。
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項第3号の見積書を2以上の者から徴し、最も低額のを補助対象経費としなければならない。

3 申請者は、第1項の規定による申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した後にこれを審査し、当該土砂災害対策改修が適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により同申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた当該補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、同通知の後に土砂災害対策改修に係る事業(以下「補助事業」という。)に着手するものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下げ届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の変更又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、補助金交付変更通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(完了実績の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了実績報告書(様式第8号)に以下に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事施工報告書(様式第9号)(土砂災害対策改修に係る設計を行った建築士が工事監理を行ったことが確認できるもの)
- (2) 補助事業の各工程の施工状況の写真(設計図書どおりに施工されていることが確認できるもの)
- (3) 補助事業に係る契約書の写し。ただし、補助事業と併せてリフォームなどの他の工事を行う場合は、補助事業に係る工事費と他の工事に係る工事費が内訳として分かるもの。
- (4) 補助対象経費を支出したことを証する領収証の写し。ただし、補助事業と併せてリフォームなどの他の工事を行う場合は、補助事業に係る工事費と他の工事に係る工事費が内訳として分かるもの。
- (5) 第4条第6号ただし書に該当する場合、法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 第4条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式10号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、完了実績報告書を受理した後にこれを審査し、適正に補助事業が実施されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けた後に補助金を請求するため、補助金交付請求書(様式第12号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づいて補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定は、第 9 条の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 13 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書(様式第 14 号)により行うものとする。

(暴力団の排除)

第 13 条 補助対象者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員が役員に就いている法人
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、暴力団の排除に関して補助対象者(法人であるときは、その役員)を警察に照会するため、補助対象者に対して氏名、生年月日及び性別等の情報の提供を求めることができる。

3 補助事業者が前項各号のいずれかに該当した場合は、市長は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整理)

第 14 条 補助事業者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後、適正に保存しなければならない。

(補助事業者の義務)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の完了後においても、当該補助対象住宅等を常時適正に維持保全しなければならない。

(指導・監督等)

第 16 条 市長は、補助事業者に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を求め、又は必要な助言、勧告等を行うことができ、補助事業者はこれに協力しなければならない。

補則

この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成33年3月31日をもってその効力を失う。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日をもってその効力を失う。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日をもってその効力を失う。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和11年3月31日をもってその効力を失う。